

議案第65号

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成26年9月29日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、社本育英事業基金の額を増額するため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例（昭和57年大口町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「4,000万円」を「5,000万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町社本育英事業基金の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(基金の額)</p> <p>第3条 基金の額は、<u>5,000万円</u>とする。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第3条 基金の額は、<u>4,000万円</u>とする。</p>